

令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

このたびの令和6年能登半島地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 仕事をお探しの方は…

新潟、富山、石川、福井労働局および管内のハローワークの一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職等を希望される方の相談にも応じています。

2 就職活動中の学生・生徒の方は…

新潟、富山、石川、福井労働局管内の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の職業相談にお応えしています。

3 労働条件等に関するご相談は…

新潟、富山、石川、福井労働局および管内の労働基準監督署の一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方へ

1 雇用保険の特例措置があります

激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても、失業給付を受給できます。また、激甚災害法の指定地域及びその隣接する指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 Q & Aをご用意しています

地震に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ & Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html)



公共職業訓練および求職者支援訓練を受講されている方へ

職業訓練の修了認定や給付について特例措置があります

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。

→ 詳しくは、それぞれの訓練機関へお問い合わせください。

雇用保険や職業訓練受講給付金を受給している職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断や休講などで訓練を受けられない場合でも、失業給付や職業訓練受講給付金が支給されることがあります。

→ 詳しくは、ハローワークまでお問い合わせください。

「未払賃金立替払制度」

申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。厚生労働省ホームページにも掲載しています (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/16849_00001.html)。

なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html)。

「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

「災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

メンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています

労働者健康安全機構では、自然災害又は大規模な事故等により被災された方々（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています。

●「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

0120-200-826（フリーダイヤル）

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は除く

→全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能です。

「勤労者財産形成持家融資」・「中小企業退職金共済制度」・「労働金庫」

融資の返済期間などに特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資の返済期間猶予等についての特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37207.html）または独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<https://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

北陸労働金庫及び新潟県労働金庫における対応

預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、北陸労働金庫（電話076-231-2165）、新潟県労働金庫（電話025-223-8207）までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でも、関連の情報をお伝えしています。

